



山形県公報

平成15年5月16日(金)
第1440号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (消防防災課) ...683

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ...684

土地改良区の定款変更の認可..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同

土地改良区の役員の退任の届出..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同

土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...685

同..... ( 同 ) ...686

民有保安林指定の解除の予定..... (森 林 課) ... 同

民有保安林指定の予定..... ( 同 ) ... 同

基本測量の終了の通知..... (管 理 課) ...687

公共測量の終了の通知..... ( 同 ) ... 同

電線共同溝を整備すべき道路の指定..... (交通基盤課) ... 同

道路の位置の指定..... (最上総合支庁建築課) ... 同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

大石田町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立ての裁決.....688

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... (情報企画課) ...692

一般競争入札の公告..... ( 同 ) ...693

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ...694

同..... ( 同 ) ... 同

特定調達契約に係る落札者の公告..... (日本海病院) ... 同

同..... (新庄病院) ...695

大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... (商業振興課) ... 同

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第53号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号八中「310円」を「300円」に改め、同項第2号口中「2,498,000円」を「2,468,000円」に改め、同表第2項第1号八中「1,020円」を「1,010円」に改め、同表第3項第3号イの表中「17,700」を「17,300」

に、「22,700」を「22,200」に、「33,500」を「32,800」に、「40,100」を「39,200」に、「50,900」を「49,800」に、「7,400」を「7,200」に、「29,200」を「28,600」に、「37,700」を「36,900」に、「52,700」を「51,600」に、「61,800」を「60,500」に、「77,500」を「75,800」に、「10,600」を「10,400」に改め、同号口の表中「5,800」を「5,600」に、「7,700」を「7,500」に、「11,600」を「11,300」に、「14,000」を「13,700」に、「18,000」を「17,500」に、「9,200」を「9,000」に、「12,200」を「11,900」に、「17,400」を「17,000」に、「20,600」を「20,100」に、「25,900」を「25,300」に、「3,400」を「3,300」に改め、同表第6項第2号中「531,000円」を「525,000円」に改め、同表第11項第4号イ中「3,300円」を「3,200円」に改め、同表第12項第2号中「141,100円」を「138,500円」に改める。

別表第2第1項第1号イ中「17,900円」を「17,600円」に改め、同号口中「12,300円」を「12,100円」に改め、同号八中「11,800円」を「11,600円」に改め、同号二中「17,800円」を「17,400円」に改め、同号ホ中「21,300円」を「20,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第536号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項から第6項までの規定中「0.45パーセント」を「0.4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び附則第2項から第6項までの規定は、平成15年4月11日から適用する。
- 2 平成15年4月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日  
平成15年5月8日

### 山形県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、青龍寺川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                   |
|----------|--------|----------------------|
| 理事       | 五十嵐 昇  | 東田川郡榊引町大字板井川字片茎112番地 |
| 同        | 金丸 俊治  | 鶴岡市大字民田字十二前91番地      |
| 同        | 菅原 堅太郎 | 同 大字我老林字五里市158番地     |
| 同        | 本間 正博  | 同 道形町15番29号          |
| 同        | 松浦 茂   | 同 大字小淀川丙15番地         |
| 同        | 藤原 潔   | 同 大字安丹丙59番地          |
| 同        | 渡部 良一  | 同 大字播磨丁148番地         |
| 同        | 佐藤 正勝  | 東田川郡三川町大字猪子甲328番地    |
| 監事       | 三浦 茂喜  | 同 榊引町大字下山添字下通116番地   |
| 同        | 原田 岩生  | 鶴岡市大字福田甲27番地         |
| 同        | 菊池 豊勝  | 東田川郡三川町大字猪子甲57番地     |

## 山形県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、青龍寺川土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                   |
|----------|--------|----------------------|
| 理事       | 五十嵐 昇  | 東田川郡榊引町大字板井川字片茎112番地 |
| 同        | 金丸 俊治  | 鶴岡市大字民田字十二前91番地      |
| 同        | 菅原 堅太郎 | 同 大字我老林字五里市158番地     |
| 同        | 本間 正博  | 同 道形町15番29号          |
| 同        | 松浦 茂   | 同 大字小淀川丙15番地         |
| 同        | 藤原 潔   | 同 大字安丹丙59番地          |
| 同        | 渡部 良一  | 同 大字播磨丁148番地         |
| 同        | 佐藤 正勝  | 東田川郡三川町大字猪子甲328番地    |

|    |      |                    |
|----|------|--------------------|
| 監事 | 三浦茂喜 | 同 櫛引町大字下山添字下通116番地 |
| 同  | 原田岩生 | 鶴岡市大字福田甲27番地       |
| 同  | 菊池豊勝 | 東田川郡三川町大字猪子甲57番地   |

## 山形県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                |
|----------|------|-------------------|
| 理事       | 今野藤夫 | 飽海郡遊佐町大字増穂字鼠田45番地 |

## 山形県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
飽海郡八幡町上青沢字熊沢15 - 8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

## 山形県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西田川郡温海町大字山五十川字向山田153 - 1、153 - 2、156 - 4、156 - 5、187 - 1 から187 - 3 まで、188 - 1、188 - 2、191 - 1 から191 - 3 まで、193 - 1、193 - 2、195 - 1、字碓井264 - 6、264 - 7、264 - 9、267 - 1、270 から273 まで、274 - 1 から274 - 4 まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第543号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、鶴岡市、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡飯豊町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成14年5月7日から平成15年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点測量）

山形県告示第544号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成14年10月15日から平成15年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量（改算）、3級基準点測量、4級基準点測量）

山形県告示第545号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成15年5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 道路の種類 | 路線名   | 指定した道路の部分の区間      | 指定年月日      |
|-------|-------|-------------------|------------|
| 県道    | 山形天童線 | 天童市老野森三丁目2番2から    | 平成15年5月16日 |
|       |       | 同 2番7まで（上り線に限る。）  |            |
|       |       | 天童市老野森三丁目2番14から   |            |
|       |       | 同 9番19まで（下り線に限る。） |            |

山形県告示第546号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私有道最総建第190号
- 2 指定の場所 新庄市堀端町72の一部、72 - 2の一部、73 - 1の一部、73 - 1地先、73の一部、73地先、73 - 3の一部、73 - 4の一部
- 3 道路の現況 幅員4.0メートル、延長34.00メートル  
幅員6.0メートル、延長48.10メートル
- 4 指定年月日 平成15年5月8日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第84号

平成14年12月15日執行の大石田町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、北村山郡大石田町大字大石田乙537番地の5柴崎正二他9名から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成15年5月16日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

#### 裁 決 書

山形県北村山郡大石田町大字大石田乙537番地の5

審査申立人 柴崎 正 二

山形県北村山郡大石田町緑町26番地の3

審査申立人 遠藤 半 七

山形県北村山郡大石田町横山102番地の1

審査申立人 井上 清 吉

山形県北村山郡大石田町大字大石田甲57番地

審査申立人 熊谷 富 太 郎

山形県北村山郡大石田町大字大石田乙45番地

審査申立人 二藤部 兵 次 郎

山形県北村山郡大石田町大字大石田丙206番地

審査申立人 安達 良 昭

山形県北村山郡大石田町大字横山702番地

審査申立人 高橋 善 七

山形県北村山郡大石田町大字大石田甲51番地

審査申立人 土田 和 平

山形県北村山郡大石田町大字大石田甲41番地

審査申立人 常盤 毅 雄

山形県北村山郡大石田町大字大石田丙215番地の9

審査申立人 村形 昌 一

山形県新庄市大町19番23号

上記10名代理人弁護士 沼澤 達 雄

上記審査申立人らから平成15年2月26日付けで提起された平成14年12月15日執行の大石田町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

#### 主 文

この審査の申立てを棄却する。

#### 審査の申立ての要旨

審査申立人ら(以下「申立人ら」という。)のうち土田和平及び常盤毅雄を除く8名は、外2名とともに、平成14年12月15日執行の大石田町長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力について、平成15年1月6日、大石田町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し、異議の申出をしたところ、町委員会は、同年2月5日、この異議の申出を棄却する旨の決定をした。申立人らは、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるとともに、予備的に、仮に本件選挙が有効である場合には当選人阿部孝義の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てたものである。その理由を要約すれば、次のとおりである。

#### 第1 主位的申立て(選挙無効の理由)

##### 1 不在者投票の違法

(1) 本件選挙において、指定施設での不在者投票が13施設で行われたが、そのうち大石田町(以下「町」とい

う。)の特別養護老人ホーム仁風荘、村山市の介護老人保健施設ローズむらやま(以下「ローズむらやま」という。)及び東根市の北村山公立病院の3施設だけで、町委員会立会により不在者投票が実施された。また、その際、北村山公立病院では、不在者投票の告知が張り紙等で行われた。

これらは、他の施設に入院又は入所している有権者にとって法の下での平等に反する行為であり、選挙の自由・公正・平等の観点から違法である。特に平等に取り扱われなかった有権者に対する関係で公民権行使の保障に違反しており、憲法違反である。

- (2) ローズむらやまで行われた不在者投票においては、町委員会書記長が一人で立ち会い、その投票用紙を一人で町役場に持ち帰った。これは投票用紙の改ざんの可能性が考えられる行為で、通常行われぬものである。また、北村山公立病院では、不在者投票を行う当日と前日の2日間にわたり、町委員会書記長が一人で選挙人たる入院患者の病室を回った。

町委員会書記長は阿部孝義に偏った立場にあり、そうでありながら、これらの行動をとったことは、選挙法令が明文で要求するところではないが、投票の秘密保持、選挙の自由・公正・平等の観点から違法である。

## 2 代理投票の違法

第7投票所において、知的障害者更生施設水明苑(以下「水明苑」という。)の入所者につき、本人らが自らの意思で申請をしていないのに代理投票が行われた。申請の意思表示がなされないのに代理投票が行われたことは違法である。代理投票の申請の意思表示を行えないほどの重度障害者が、自らの意思で公職の候補者を選べる可能性は無いに等しく、その代理投票の有効性は認められない。

## 3 選挙事務担当者及び投票立会人選任についての組織的偏向の違法

町委員会書記長は、当時の町長と親戚関係にあり、町長の継承者として立候補した阿部孝義に対し、家族が積極的に選挙運動に協力し、選挙後の待遇も噂されていた人物であった。さらに、同委員会書記長補佐の家族も、阿部孝義の支援を呼びかけていた。また、阿部孝義は、昨年10月まで町助役を務めており、人事など事務職員に関わる権限を有しており、町幹部職員の多くが阿部派と噂されていた。選挙事務の管理は町委員会が行うものであるが、その事務を町委員会事務局に行わせ、その事務担当者を大石町職員(以下「町職員」という。)以外の者としなかったことは、これ自体不正行為の虞があった。

第2投票所と第10投票所の投票立会人は阿部孝義の後援会の副会長を務めていた者で、特に第2投票所の投票立会人は東町地区の区長であり、同地区で後援会員募集などの運動を積極的に行った人物である。当該投票所で投票を行った選挙人からは、投票立会人を見て精神的に圧力を感じたとする話があった。

以上のとおり、本件選挙を執行する組織自体が偏っていたもので、これは公職選挙法(以下「法」という。)第1条に違反する。

## 4 開票事務の違法

開票事務に携わった者は、前記のとおり阿部派と目される偏った構成であった。

開票集計の後半である午後10時に阿部票、常盤票それぞれ3100票と同数の発表が行われ、93%の開票率となった時点で、1時間余にわたり開票速報を停滞させた。その間の開票作業に対し、常盤茂樹陣営立会人ほか開票作業を見ていた多くの町民が、町委員会書記長が頻りに開票所を出入りするのを目撃している。

疑問票はどの選挙でも見受けられるものであるが、その判定に時間がかかり過ぎであるとの指摘も相次いだ。午後9時30分から15分毎に発表するとして開票速報が午後10時から滞った理由について、疑問票の判定に時間がかかったためと発表されているが、開票立会人によると、全ての票が通過し、その後別室に選挙事務従事者が移ってから30分以上戻らずに時間が経過したとのことである。

以上によれば、何らかの作為的な理由があり、意図的に発表をしなかったと考えざるを得ず、違法な組織構成、行為が相次ぐ中で、票の改ざん、阿部票の不正混入等の不正行為があったことが推測され、全体として選挙の自由公正を害した違法がある。

また、疑問票については、開票立会人に回付したものの、十分意見を聴くことなく選挙長が独断で決裁をし、その結果が開票立会人に説明されなかった。これは、法第66条及び第67条に違反する。

町民の多くが開票作業に疑念と不信感を抱いており、投票用紙の開披を行い、票の改ざん、阿部票の不正混入等の有無について、調査し確認する必要がある。

## 5 全体としての違法

前記1ないし2、4に掲げる事実は、それぞれ単独で選挙無効原因としての違法性があるが、仮にそうでないとしても、これらを総合して判断すれば、選挙の自由と公正が保障されておらず、本件選挙は無効である。

## 第2 予備的申立て(当選無効の理由)

### 1 不在者投票の違法

上記の不在者投票の違法について、仮にこれが当選無効原因に当たるのであれば、関係部分を当選無効原因として援用する。

## 2 町職員による業務上横領事件の組織的隠蔽による選挙妨害

本件選挙の告示以前から、町職員の業務上横領事件の事実を把握していたにもかかわらず、当該事件が阿部孝義の助役在任中に行われた行為であるため、町執行部が適切な内部処理を怠り、当該事件の公表を遅らせた。これは阿部孝義に不利な情報を意図的に操作したもので、公務員としての地位を利用し、組織全体で選挙妨害を行ったものである。

事件当時助役であった阿部孝義は内容を把握しており、その責任は免れず、当選は無効である。

## 3 株式会社大石田町振興公社における多数利害誘導罪

大石田町が出資して立ち上げ、毎年公金を投入している同町内の株式会社大石田町振興公社で、幹部職員より従業員に対し、職務時間中に選挙運動の要請が行われた。また、その後、同公社内で、常盤茂樹が当選すればリストラされて従業員と給与が減らされる旨吹聴された。これは阿部孝義が当選すれば現状通りに勤められるという誘導を行った多数利害誘導罪に当たる。

阿部孝義は助役在任中、同公社の社長であり、常務は平成14年3月まで町総務課長を務め4月より天下った人物である。そのために公社を組織的に選挙運動に利用することができたのであり、仮にこのことを阿部孝義本人が知らなかったとしても、公的といえる施設の中でこのような行為が行われていたことは、町民の信頼を著しく裏切るもので、当選は無効である。

## 4 全体としての違法

前記2ないし3は、それぞれ単独で当選無効原因としての違法性があるが、仮にそうでないとしても、これらを総合して判断すれば、当選に値する公明で公正な選挙が行われていないから、当選人の当選は無効である。

### 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会から弁明書及び関係書類の提出を、申立人らから反論書の提出を求めたうえ、その審尋を行うとともに、本件選挙関係者の証人尋問を実施して審理を行った。その結果は、次のとおりである。

#### 第1 選挙の効力について

##### 1 審査申立理由(以下「申立理由」という。)第1の1について

(1) 当該各施設の職員及び町委員会書記長(いずれも当時。以下同じ。)の証言によれば、本件選挙において指定施設で不在者投票が実施され、このうち申立人らが主張する3施設で、不在者投票の際に町委員会委員長や同書記長が監視の目的で立ち会った事実が認められるが、これは、町委員会に対する当該施設からの要請等に基づき、不在者投票が適正に実施されるようなされたものである。また、町委員会の立会いが一部の施設だけで実施されたからといって、選挙人の権利の行使において不平等となるとは考えられず、申立人らからも、町委員会が立ち会わなかったために選挙人が投票できなかったというような具体的事実の指摘はなされていない。以上によれば、上記の町委員会の立会いの関係で違法があったとは認められない。

また、当該施設の職員の証言によれば、北村山公立病院において、病院内の掲示板に張り紙をするなどして入院者に対し不在者投票に関する告知を行った事実が認められるが、指定施設における不在者投票の告知については、不在者投票管理者にこれを法的に義務付ける規定はなく、施設入所者又は入院者の態様に応じて、各不在者投票管理者の判断により、種々の方法により実施されてよいものである。したがって、仮に北村山公立病院でのみ張り紙等による告知が行われたとしても、それをもって違法ということはできない。

(2) 当該施設の職員及び町委員会書記長の証言によれば、ローズむらやまにおける不在者投票の送致が町委員会書記長によって行われた事実が認められるが、これは当該施設の不在者投票に同書記長が立ち会った際、同人に対し終了した不在者投票の送致の依頼が同施設からあったことによるもので、このような送致の方法も法に違反しないと解される。申立人らは同書記長による投票用紙の改ざんの可能性を主張しているが、具体的事実の指摘がなく、これを認めるべき証拠もない。

また、当該施設の職員及び町委員会書記長の証言によれば、北村山公立病院における不在者投票において、病院内に設けた不在者投票所に赴いて投票することが困難な選挙人について、ベッドの上で投票を行わせた際、同病院の職員3名とともに町委員会書記長がこれに立ち会ったことが認められるが、当日、同人が一人で入院患者の病室を回ったとの事実、及び不在者投票日の前日に病室を回ったという事実は、これを認めるに足りる証拠がない。

以上によれば、上記の各不在者投票に関して、申立人らが主張するような違法な行為があったとは認められ

ない。

## 2 申立理由第1の2について

水明苑の入所者の代理投票手続について、当該代理投票が行われた第7投票所の投票管理者、投票立会人、代理投票補助者、事務従事者、水明苑苑長の各証言及び町委員会から提出を求めた資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 水明苑では、投票日前の平成14年12月11日、投票所入場券の交付を受けた入所者77名を対象に本件選挙に関する説明を行い、その際、投票の意思のあることが確認できた者37名を、投票日当日、苑長等が4台の自動車第7投票所の玄関まで送って行った。この37名の名前は、事前に水明苑から町委員会に連絡してあった。
- (2) 第7投票所に到着した入所者は、順次一人ずつ投票所に入り、37名全員が投票を行い、うち16名が代理投票の方法により投票をした。代理投票をした者については、投票所の受付において、その場にいた柿崎信一ら選挙事務に従事していた町職員に対し、入所者本人から代理投票をしたい旨の自発的な申出があったことにより、又は同職員らが入所者に対し自分で投票用紙に記載することができるかどうかを尋ねたことにより、全員について代理投票をする意思があることが確認された。これらは、全て投票管理者の宮川久の面前において行われた。
- (3) 投票管理者は、代理投票補助者として、第7投票所で選挙事務に従事していた町職員の中から大山和彦及び齋藤光の2名を選任した。入所者が代理投票をするにあたっては、大山和彦が、それぞれ誰に投票するかを各人に確認した。選挙人による候補者の指示は、口頭か、又は投票台の氏名掲示にある候補者名を指さす方法により行われた。選挙人の指示した候補者の氏名は、齋藤光が投票用紙に記載のうえ、これを選挙人に示して間違いがないかどうかを再度確認した。その後、選挙人本人が、それぞれ自分で投票用紙を投票箱に入れた。
- (4) 投票立会人らは、入所者の代理投票の状況を見ていたが、これについて同人らから異議の申出はなかった。以上によれば、第7投票所における水明苑の入所者の代理投票について、本人から申請の意思表示がなされないのに行われた違法があるとの申立人らの主張は認めることができない。

また、代理投票における選挙人による候補者の指示も有効になされたことが認められる。

## 3 申立理由第1の3について

申立人らは、町委員会書記長の家族等が選挙運動に加担したことをもって、本件選挙の管理執行主体に組織的偏向があった旨主張するが、法第136条により選挙管理委員会の委員及び職員等は選挙運動をすることができないものの、その家族が選挙運動をすることを規制する規定はない。

また、申立人らは町委員会が、その事務を町委員会事務局に行わせ、町職員以外の者を事務従事者としなかったことの不当を主張するが、町委員会事務局職員は、地方自治法第191条第3項の規定により選挙の事務に従事したものであり、特に町職員以外の者を事務従事者としなかったことが違法であるような事情も認められない。

さらに、投票立会人の選任についても、町委員会書記長の証言及び町委員会提出の資料によれば、町委員会の議決により適正に選任されていることが認められる。

## 4 申立理由第1の4について

開票事務について、選挙長、選挙立会人(申立人がいうところの「開票立会人」をいう。以下同じ。)及び選挙事務従事者等の関係者の証言及び町委員会から提出を求めた資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 当初、町委員会では、開票状況を午後9時30分から15分毎に発表することとしていたが、午後10時の発表を最後に、確定結果が出た午後10時40分までの間は発表が行われなかった。これは、選挙事務従事者間において、午後10時段階で、確定結果が午後10時15分頃までに出せるのではないかと予測がなされていたところ、実際には選挙立会人による無効票の確認作業や、職員による選挙録の作成に時間がかかり確定結果の発表が遅れたことによる。
- (2) 町委員会書記長が開票開始から確定までの間に開票所の会場から外に出たのは3回で、うち2回は、開票所向い側の302会議室で選挙録の作成を行っている事務担当者とその進捗状況を確認するため同室に行ったもの、うち1回は便所に行ったもので、いずれもわずかな時間であり、その際に廊下等で誰かと言葉を交わすなどの行動もとってはいない。
- (3) 選挙会は午後9時に始まり、午後10時40分に終了したが、その間、開票所内で格別の混乱はなく、選挙長や選挙立会人らが票の改ざんや票の不正混入を疑うようなこともなかった。また、全ての疑問票は、選挙立会人らに回付され、同人らがその内容を確認した。

以上によれば、開票状況の発表が午後10時以降滞ったことは認められるものの、票の改ざん、阿部票の不正混入等の不正行為があったとの事実や、選挙長が選挙立会人から十分意見を聴かなかったという事実は認定できず、開票事務の違法に関する申立人らの主張は、これを認めることができない。

なお、申立人らは投票の開披再点検を求めているが、上記の結果によれば、その必要は認められない。

5 申立理由第1の5について

上記のとおり、不在者投票の違法、代理投票の違法、開票事務の違法に関する申立人らの主張は、いずれも理由がなく、それらの主張を総合しても、本件選挙が自由公正の原則に反してなされたとは認められない。

よって、選挙の効力に関する申立人らの主張は、いずれも理由がない。

第2 当選の効力について

上記のとおり本件選挙は有効と認められるので、次に当選の効力について判断する。

1 申立理由第2の1について

申立人らは、予備的に不在者投票の違法に関わる部分を当選無効原因として援用する旨を申し立てているが、当選の効力に関する争訟は、当該選挙が有効であることを前提として当選人の決定の違法を争うものであり、不在者投票手続の違法のような本来選挙無効の原因となるべき事由を当選無効原因として主張することはできないと解される。なお、本件選挙における不在者投票について、これを違法とする理由がないことは上記のとおりである。

2 申立理由第2の2及び3について

申立人らの主張は、要するに阿部孝義候補又は同候補に係る関係者が当該地位を利用し、選挙妨害等の違反行為を行ったにもかかわらず、当該違反行為が放置された中で当選しているので、その当選の効力に疑問があるという点に帰着する。しかしながら、仮に候補者自身が違法な選挙運動を行ったとしても、そのために刑に処せられない以上、その者の当選が無効とならないことは明らかであり、したがって、本件選挙に関し阿部孝義候補等が刑罰に触れる行為をした可能性があることを理由とする当選無効の主張は失当である。

3 申立理由第2の4について

上記2において述べたとおり、当選人等に違法行為があったことを理由として当選の効力を争うことは認められない。

よって、当選の効力に関する申立人らの主張は、いずれも理由がない。

以上のとおり、申立人らの主張は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

平成15年5月8日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課給与システム係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 86,940,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、インターネット接続サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

1 入札場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日時 平成15年5月26日(月) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークに要するインターネット接続サービス
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者又は第6条第4項に規定する第二種電気通信事業者であること。
- (3) 当該サービスに関し、国の機関または地方公共団体への納入実績があること。
- (4) 当該サービスに関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (5) 8の(1)により提出された仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課行政情報係 電話番号023(630)2236

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年5月21日(水)午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 馬見ヶ崎川アウトドアラライフスクール
  - (2) 代表者の氏名  
山形県公報のインターネットを利用した情報提供に係る事務取扱要領第5条の規定により個人情報を削除
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県公報のインターネットを利用した情報提供に係る事務取扱要領第5条の規定により個人情報を削除
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、児童・青少年に対してマナーに則ったアウトドアラライフを教えることに関する事業を行ない、環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年5月16日

山形県知事 高橋和雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ヤマガタヤボニカ
  - (2) 代表者の氏名  
青柳 妙子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市桜田東二丁目4番7号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、山形県在住の外国人など日本語を第1言語としない者に対して生活していく上で最低限の権利である日本語教育の場を提供し、その支援者にも日本語教育に関する事業を行い、最終的に彼らが地域住民として快適に暮らせることを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月16日

山形県立日本海病院長 亀山 仁 一

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
A重油(JIS1種2号) 1,630キロリットル(予定数量)
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院総務課 酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- (3) 落札者を決定した日 平成15年3月24日
- (4) 落札者の名称及び所在地

丸輝石油株式会社 酒田市松美町1番3号

- (5) 落札金額 33,075円(1リットル当たり)
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成15年2月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月16日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

- 1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成15年3月25日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
クリーンサービス株式会社 酒田市北新橋一丁目12番13号
- (5) 落札金額 53,445,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成15年2月7日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
A重油(JIS1種2号)1,260キロリットル(予定数量)
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- (3) 落札者を決定した日 平成15年3月25日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
長井石油株式会社 長井市十日町一丁目2番32号
- (5) 落札金額 32.34円(1リットル当たり)
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成15年2月7日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年6月16日まで縦覧に供する。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル大野目店  
山形市浜崎67番地
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成14年12月27日
- 3 意見の概要  
意見なし

平成15年5月16日印刷  
平成15年5月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056